

埼玉応援団設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県の魅力为全国発信するため、メディア等による情報発信力の高い方を構成員とする「埼玉応援団」(以下「応援団」という。)を設置する。

(愛称等)

第2条 応援団の愛称を「コバトン倶楽部」とし、応援団の構成員を「メンバー」という。

(メンバーの資格)

第3条 メンバーは、次の各号に掲げる者の中から知事が任命する。

- (1) メディア等を通じた発信力が高く、自ら埼玉の魅力を発信していただける方
- (2) 埼玉県出身、在住など埼玉県にゆかりがある方

(メンバーの活動)

第4条 メンバーは、埼玉県の魅力や応援団のメンバーであること等について、メディア等を通じて県内外に発信する。また県の広報に協力する。

(県からの提供物)

第5条 県は、メンバーの活動に役立つよう、埼玉県に関する情報及び広報物を提供する。

(任期等)

第6条 メンバーの任期は、本人が辞任の申出をすることで終了する。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、メンバーの任を解くことができる。

- (1) メンバーが第3条に規定する資格を有しないとき。
- (2) メンバーが県のイメージを損ねる行為をしたとき。
- (3) メンバーが応援団の活動を継続できない特段の事情があるとき。

(庶務)

第7条 応援団の庶務は埼玉県県民生活部県民広聴課が担当する。

附 則

この要綱は、平成21年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年3月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第5条第1号の会員証は、引き続き有効とする。ただし、メンバーでなくなったときはこの限りでない。
- 3 改正後の第6条の規定は、施行日前にメンバーに任命され、現にメンバーである者にも適用する。